

要 望 事 項	(1) 総合的観光対策及び補助制度の確立
------------------	----------------------

要望先 産業労働局

(要 旨)

町村地域において、観光産業は非常に重要であり、余暇時間の増大に伴い多様化・個性化する都民の観光ニーズに対応するため、総合的な観光対策の確立を図り、その積極的な推進を図られたい。

- ① 観光施設整備事業等補助の増額及び限度額の撤廃
- ② 観光施設整備事業等補助事業の弾力的な運用
- ③ 観光施設管理運営経費補助制度の創設
- ④ 観光客が排出するごみ、空缶等の観光公害対策に対する財政支援
- ⑤ 観光シーズンオフにおける集客対策事業に対する専門的指導及び財政支援
- ⑥ 在留外国人等への観光情報の提供方法の確立
- ⑦ 観光に資する森林資源整備事業の継続
- ⑧ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えたインバウンド観光のための統一アプリケーションの構築

(説 明)

奥多摩及び秋川流域は、秩父多摩甲斐国立公園と都立自然公園に、島しょ地域は、富士箱根伊豆国立公園と小笠原国立公園にそれぞれ指定されており、その恵まれた自然環境は都民のレクリエーションエリアとして広く利用されている。

都民の憩いの場としての役割を果たしている西多摩及び島しょ地域において、その観光資源を活用した施設整備等の観光対策を充実させ推進することが必要である。

近年においては、観光はまちづくりの一環としても位置づけられ、行政と住民が一体となった取り組みが行われており、創意工夫をした事業展開をするためにも、ソフト事業への支援と実際に観光事業を運営する人材の育成が急務である。

また、閑散期における継続性のある事業及び観光メニューの開発等を検討していくうえで、専門的指導及び財政支援が必要である。

さらに、今後外国人観光客が増加することが見込まれるため、都や市町村の観光情報を提供できる体制の整備と受入れ方法の確立に対する支援が必要である。

観光に資する森林資源整備事業は、平成25年度から平成27年度までの3カ年で都の10/10で実施している。従来の林業施策や環境施策から実施される森林整備と異なり、人工林だけでなく自然林についても事業対象であり、また、伐採だけでなく、地拵え、下刈りや植栽等と補助対象事業も多岐にわたる事業である。

既に事業を実施した箇所については、ハイカーなどの観光客等からの評判が良く、今後も他の観光地で整備を行っていききたい。また、既に本事業で伐採や植栽等を実施した箇所についても継続して整備を行ないたいため、平成28年度以降も継続して事業期間を延長していただきたい。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、インバウンド観光の促進が重要課題となる。

観光庁が行った訪日外国人へのアンケート調査では、旅行中困ったことでは「無料公衆無線LAN環境」が36.7%となっている。

このため、Wi-Fiの整備を進めることと併せ、東京都全体の区市町村情報が掲載されたアプリケーションの構築をお願いしたい。

要 望 事 項	(2) 林業総合振興対策の充実強化
------------------	-------------------

要望先 産業労働局

(要 旨)

林業は、町村における産業として大きな比重を占めており、また緑の保全も強く求められていることから、次の事項について積極的に措置されたい。

- ① 都施工林道の開設（間伐林道の増設）、林道維持管理の積極的な推進と予算の増額
- ② 林道開設に伴う工事延長及び林道舗装事業の採択基準の緩和
- ③ 小中沢線林道の整備（交通安全対策、落石防止対策）
- ④ 森林保全対策事業・治山事業の充実強化

(説 明)

森林は、木材等の林産物を供給する経済的機能とともに、国土の保全、水源のかん養、炭酸ガスの吸収等の多様な公益的機能が高く、また、都民の観光レクリエーションの場としても重要な役割を担っている。

しかし、今日の林業生産活動は、国産材需要の減少、木材価格の低迷、労働力不足等により停滞している。また、害虫被害や風雪等による倒木被害により、森林の荒廃がますます進行している。

こうした現状を踏まえ、林業振興対策を充実強化し、総合的に推進することが必要である。

要 望 事 項	(3) 農業振興対策の推進
------------------	---------------

要望先 産業労働局

(要 旨)

町村地域において農業は地域振興のうえで欠かせないものであり、次の事項について推進されたい。

- ① 農村総合整備事業の事業量の確保
- ② 土地改良事業の充実
- ③ 山村・離島振興施設整備事業の充実・強化
- ④ 農業委員会に対する財政措置の充実
- ⑤ 農業改良普及センターの拡充強化、普及指導員の常駐及び指導事業の強化
- ⑥ 農林水産振興財団の試験研究体制の拡充強化
- ⑦ 畜産振興に向けた牧場の整備促進
- ⑧ 遊休農地対策事業として「農地の保全と利活用促進事業」の充実
- ⑨ 新規就農者支援体制の強化

(説 明)

- ① 農道や農業集落排水の整備により、農業生産の向上と水質保全を図るとともに、集落内の環境整備を総合的に実施することが必要である。

また、着実な事業推進を図るため、必要な事業量に見合う都費負担分の財源を確保することが必要である。

- ② 町村地域においては、農地が狭あいなため基準面積に達しない地域が多いので、都単土地改良事業の補助基準面積の一層の引き下げ（2ha→1ha）を図る必要がある。

また、畑地の農業用水の安定確保を図るため、技術指導及び財政支援とともに現在事業化されているものの早期完成と、調査中のものの事業促進が必要である。

- ③ 昨年2月に未曾有の降雪があり、ワサビ田施設（獣害用防護ネット、モノレール）の倒壊等雪害による甚大な被害が発生した。

地球温暖化等の影響により年降水量が増加すると予測されており、今後、大雪によ

る被害や台風、集中豪雨による農産物への被害拡大の可能性も高くなることが見込まれる。

については、雪害や台風、集中豪雨による農産物被害が発生した場合については、速やかにワサビ田防護ネット及びモノレール等の施設の撤去復旧を総合的に速やかに対応を図るため補助事業の制度改善をお願いしたい。

なお、島しょ地域においては、花卉等の荷傷み防止のため、冷蔵倉庫、保冷コンテナの施設整備が必要である。

- ④ 農業委員会の活動強化のための事業費補助について、より一層内容を充実し、地域における農政問題への取り組みを推進することが必要である。
- ⑤ 離島特別技術指導事業等による普及指導員の派遣は大変効果をあげているので、常駐し、指導を充実することが必要である。
- ⑥ 農業振興には、バイオテクノロジーを始めとして、品種改良等の試験研究を強化促進するとともに、技術指導の充実が必要である。
- ⑦ 島しょの畜産業が衰退しつつあり、畜産振興を図るためには、公営牧場の施設整備の充実が必要である。
- ⑧ 遊休農地対策は、農政の重要な課題として様々な施策が展開されているが、農家の高齢化などにより明確な打開策は未だ見出せないのが現状である。各町村の地域特性を活かした遊休農地対策事業の促進を図る必要がある。
- ⑨ 離農及び高齢化等により、農業者の減少は著しい。一定量の出荷がないと、市場より産地として認識されない。就農者確保のため、研修センターの開講、支援制度の確立に向けて努力している。

全国的に担い手が不足しており各市町村等で手厚い支援策が講じられているが、町としては財政的・人材的に厳しいため、東京都の支援が必要となる。

要 望 事 項	(4) 花粉症発生源対策の計画的な執行 及び事業の改善	要望先 産業労働局 (環 境 局)
------------------	------------------------------------	--------------------------

(要 旨)

花粉症発生源対策の事業を効率的、効果的に実施するため、次の事項を拡充されたい。

- ① 主伐事業による花粉発生源対策の充実・強化
- ② 枝打ち事業の期間延長と面積拡大及び人材の育成・確保
- ③ 伐採木を活用するための加工センターの整備

(説 明)

- ① 東京都は、従前の「スギ花粉発生源対策事業」を平成 27 年度から「森林循環促進事業」へと再構築を図り、主伐材搬出補助事業や低コスト林業技術の普及等と主伐事業による花粉発生源対策とを統合した。事業の再構築があつたとしても主伐後の少花粉種への植え替え等、スギ花粉発生源対策を一層推進されたい。

また、「森林循環促進事業」では、ヒノキ林もその対象としており、この事業も含めて総合的、効果的な花粉症発生源対策の実施を図られたい。

- ② 多くの都民が苦しめられている花粉症については、発生源対策として行われている各種事業が非常に有効な施策であり、山林所有者からの要望が多く、森林再生事業(間伐)の新規協定締結者確保にも有効であるため、平成 28 年度以降も、枝打ち事業の期間延長をお願いしたい。

枝打ち事業は、森林再生実施面積の 3 割を対象としているが、本事業をより効果的に行うため、さらなる面積の拡大が必要である。

また、事業実施を担う労働力についても、育成・確保するための措置を講じられたい。

なお、花粉症発生源対策(枝打ち)事業と森林再生事業(間伐)との同時期、同所実施など、事業の円滑化を考慮した執行を図られたい。

- ③ 他県では、県産材加工センター等を整備しているが、西多摩地域の製材所等については、機器類等の整備が立ち遅れている。本事業で出荷された木材を製材するにあた

り、他県との競争力を培えるよう、指導・機器導入補助の一層の拡充、また、加工センター等の整備を図られたい。

要 望 事 項	(5) 希少生態系の保全
------------------	--------------

要望先 産業労働局
(総務局)
(環境局)
(建設局)
(港湾局)
(教育庁)

(要 旨)

小笠原諸島への移入動植物が小笠原全域で固有の生態系を攪乱しており、自然環境全般の一体的な保全に向けた総合的な対策を講じられたい。

- ① 小笠原諸島に固有な希少動・植物で構成される生態系への移入種などによる悪影響の防止及び総合窓口の設置
- ② 国内希少野生動植物種及び天然記念物であるオガサワラオオコウモリの農作物被害防除対策
- ③ 野ヤギ駆除対策の充実及び農業被害の防止
- ④ イエシロアリ総合対策の実施
- ⑤ ネズミ類対策の支援

(説 明)

① 小笠原諸島の希少動・植物からなる固有の自然環境は、野ネコ、イエシロアリ、野ヤギ、アフリカマイマイ、プラナリア、グリーンアノール、アカギ、クリノイガ、ガジュマル、リュウキュウマツ等の様々な移入種により、その生態系を攪乱され、希少動・植物は減少傾向にある。特に移入種の中には小笠原の気候風土に適合し大量増殖するものもあり、自然環境及び生活環境の双方に悪影響を及ぼしている。

移入種の中には生態系の中で循環の一部となりつつあるものもあり、駆除しただけでは逆に事態を悪化させる場合もある。例えば、属島部ではノヤギ駆除後、希少植物や在来植生の回復とともに外来植物の拡大も見受けられ、さらにはネズミ類の増加が懸念されている状況である。また、父島・母島では農業被害等が懸念される状況も生まれている。これらを一体的に捉えた総合的な対策が必要となっており、都においても取組の継続と対策の強化をお願いしたい。

さらに、小笠原においては、自然環境と生活環境が密接しており、世界自然遺産の価値を保全するために移入種対策等を実施するにあたっては、村民生活への影響を免れない。

また、世界自然遺産の価値に触れることを求めて訪れる観光客等の来島により、意図せず新たな移入種が持ち込まれるリスクにも常にさらされている。そのため、世界自然遺産の価値を継続して守りながら、人の生活や産業との両立を図っていくためには島民や来島者の理解を得るための総合的な普及啓発や情報発信が不可欠である。

② 国内希少野生動植物種及び天然記念物であるオガサワラオオコウモリの農作物被害は、栽培種、部位共に拡大している。そのため、各栽培者（家庭菜園者を含む）及び行政機関は、農作物被害の防除と「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」「文化財保護法」等による保護の両立に苦慮している。については、農業分野における専門職の組織を持つ東京都において、長期にわたる生態調査や慎重な配慮の下での物理的防除実験をしたうえで、これらに基づいた農作物被害防除方法及び防除対策を確立し、普及することが必要である。

③ 父島においては、野ヤギはここ数年、相当数増加していると考えられており、農業被害も多く報告されているが、固有種等、貴重な植生への影響も懸念されている。

貴重な自然環境を保護する観点から、移入種排除、植生被害防止の枠組みで捉え、駆除の推進を図ることが必要である。

④ 父島では「人とシロアリの住み分け」方針によるシロアリ対策を小笠原村が継続的に実施してきたことにより相当の成果を上げているが、集落周辺や山林域では依然として猛威を振るい、固有植物を含む木質植物に大きな影響を与えている。特に集落内の都立大神山公園内で放置されている切株にイエシロアリが侵入しており、周辺への羽アリ拡散源となっているため早急な対策が必要である。

また、母島ではイエシロアリは生息していなかったが、平成10年に長浜トンネル記念植樹帯からイエシロアリが発見され、以後「根絶」方針によるシロアリ対策を小笠原村が行っている。しかし、平成24年に新たに蝙蝠谷仮置場でのイエシロアリ定着が確認され、同仮置場管理者の東京都が対策を講じている最中であるが、イエシロアリの生態から、敷地内だけでなく周辺を含めた対策が必要である。この他、東京都管理下の庁舎・職員住宅・農業センター・都営住宅・公園・港湾・漁港・高等学校敷地や外来樹木駆除事業に係るイエシロアリ蔓延防止対策を、事業主体の管理責任の下に講じていただきたい。

なお、平成6年の行政監察局の勧告に対する改善措置が十分には講じられていない

ため、勧告の意義を再認識したうえで、新たな小笠原諸島振興開発計画にも記載されたとおり、関係機関が連携して総合的な対策を引続き推進する必要がある。

イエシロアリは、IUCN（国際自然保護連合）の「世界の外来侵入種ワースト100」にも挙げられており、生活環境と貴重な自然環境を保全する観点から、拡散防止や生態系攪乱被害防止も含めた総合的な対策の実施を強く要望する。

- ⑤ 昨年来から村内でのネズミ被害の増加が問題となっており、属島および父島・母島それぞれにおいて、早急な対応策が求められている。属島では世界自然遺産の中核的な価値である陸産貝類のネズミ類の食害による絶滅について懸念される危機的な状況であることから、より実効的な対策の実施と対策を担う体制構築・人材育成が必要である。

また、有人島においては、ネズミ類の増加による農業被害や村民生活にもさまざまな被害を与える可能性があるため、自然環境・住環境の両面に配慮した対策を強化・支援していただきたい。

要 望 事 項	(6) 有害鳥獣等駆除対策の実施
------------------	------------------

要望先 産業労働局

(環 境 局)

(要 旨)

有害鳥獣・森林病虫害等の駆除、防除等について、次の事項を早急に実施されたい。

- ① 農作物に被害を与える有害鳥獣（サル、ニホンジカ、イノシシ、カラス、ノヤギ、リス、キョン等）の駆除、防除対策の推進、東京都農作物獣害防止対策事業の充実
- ② 森林病虫害（マツクイムシ、カシノナガキクイムシ）等の防除対策に対する指導及び助成の充実
- ③ 椿林害虫（ハスオビエダシャク、茶毒蛾）の防除対策に対する指導援助
- ④ 白蟻（イエシロアリ）の駆除、防除対策に対する指導援助
- ⑤ 一般狩猟でのツキノワグマの捕獲禁止に対する対策の強化と対策実施市町村への財政支援強化

(説 明)

農作物に被害を与える有害鳥獣（サル、ニホンジカ、イノシシ、カラス、ノヤギ、リス、キョン等）及び森林病虫害（マツクイムシ、カシノナガキクイムシ）・椿林害虫（ハスオビエダシャク、茶毒蛾）・白蟻（特にイエシロアリ）等の被害は、一旦発生した場合には、甚大なものとなるので、適切な措置を講じるとともに、環境や生態系を配慮した駆除、防除方法の研究も必要である。

特に平成22年には三宅村、御蔵島村、八丈町でカシノナガキクイムシによるスダジイの集団枯損が発生し、現在沈静化しているものの、全国的に見ると終息と思われたところで再発生がみられるなどから、その対応には万全を期すべきである。枯れたスダジイの伐採に対する補助制度を創設するとともに、その原因の究明と今後の防除対策を考えるうえで、被害林の経過観察調査とカシノナガキクイムシの実態調査（航空写真による繁殖状況調査、被害木毎木調査、トラップ調査、全木穿入孔数調査等）、スダジイの樹勢調査（樹木調査、気候との関連調査、三宅島における火山ガスとの関連調査等）及び予防薬剤の早期登録と実地の散布が必要である。

また、狩猟法の改正により駆除した鳥獣の山中での解体、埋設処理が困難になったことから、適正な事業執行を行うため、東京都農作物獣害防止対策事業の充実が必要である。

なお、ツキノワグマの絶滅が危惧されることから、東京都では平成20年4月1日から一般狩猟の捕獲が禁止となっている。貴重で希少なツキノワグマを保護していくためには、生息頭数調査とそれに基づく保護管理計画の樹立が必要である。

昨年は川苔山付近で人身被害が発生し、奥多摩駅周辺でも出没報告があり、学校の教師やPTAが通学路での警戒や安全監視等の対応を行っており、地域住民の日常生活に支障をきたしている。

このままの状況が続くと人的な被害が発生することが懸念され、特に小学生や高齢者等の住民が襲われた場合は重大な事故が発生する危険性もあるため、住民の安全・安心を守るための抜本的な対策を講じる必要がある。

人家周辺でツキノワグマが目撃されると、猟友会に依頼し現場の調査・見回り・捕獲罠の設置や状況によっては捕獲等を行っている。これらツキノワグマとの軋轢回避のための費用や捕獲罠の購入費用等の財政支援をお願いしたい。

要 望 事 項	(7) 水産業の振興
------------------	------------

要望先 産業労働局

(要 旨)

山村、島しょ地域における水産業の振興を図るため、次の事項について積極的に推進されたい。

- ① 沿岸漁業漁村振興構造改善事業等の継続と充実
 - ア 人工漁礁、大規模増殖場の設置等、漁場の整備促進及び対象の拡大
 - イ 漁業資源の枯渇防止のための栽培・管理型漁業の育成及び助成
 - ウ 漁業近代化推進施設整備事業（蓄養施設・漁船保全修理施設、製氷貯氷施設、燃油施設等）の漁業施設の整備促進
- ② 漁業専門技術指導員（普及員）制度の創設
- ③ 栽培漁業センターの拡充整備
- ④ 内水面活性化総合対策事業の充実
- ⑤ 東京都島しょ農林水産総合センターの充実
 - ア 研究指導体制の強化
 - イ 展示内容の充実及び学習施設の整備
- ⑥ 大中型まき網漁業・底立てはえ縄漁業の違反操業漁船の監視・取り締り強化
- ⑦ 公的漁業金融制度の利用促進のための基準緩和
- ⑧ 赤ハタ放流事業に対する財政支援
- ⑨ 漁業基盤施設整備に対する財政支援
- ⑩ 漁業協同組合への財政及び人的支援
- ⑪ 都単独内水面施設整備補助事業の推進

(説 明)

- ① 東京の漁業にとって、島しょ地域は重要な地位を占めている。特に、国際的な漁業規制の強化が図られていることから、沿岸漁業の重要性が一層増してきている。
しかし、沿岸水域では水産資源の減少が進んでいるため、資源管理型漁業の推進や

漁家経営基盤の強化等により、安定的かつ魅力的な産業として、水産業を発展させていくことが必要である。

- ② 生産力の向上のために、新たな魚介漁法の開発・普及が重要であり、専門技術指導員（普及員）制度を創設し、漁協・漁業者への指導体制を整備する必要がある。
- ③ 水産資源の減少に対応し、生産量の増大と漁業経営の安定化を図るため、栽培漁業の育成・普及を進めるとともに、拡充する必要がある。
- ④ 町に所在する漁業協同組合をはじめ都内の内水面漁業協同組合は、河川への入漁者や特設釣り場の入漁者数の激減により、経営が年々逼迫し、借入金が増加している状況にある。
については、漁業協同組合の経営の健全化、安定化を早期に図るため、指導、支援が必要である。
- ⑤ 東京都の水産業振興に大きな役割を担っている東京都島しょ農林水産総合センターについては、より一層の充実強化を図る必要がある。
- ⑥ 違反操業漁船の監視・取り締まり強化に対する財政支援が必要である。
- ⑦ 漁業者向けの公的金融制度については、審査基準の厳しさや事務手続の過重負担により、利用者が限られてしまっているため、審査基準の緩和と事務手続の簡素化について国への働きかけを行い、利用促進を図る必要がある。
- ⑧ 海況の変動、資源の枯渇状態で漁業は不振続きのため漁業者の生活は毎年厳しい状況が続いている。これらを解消するために、毎年度、築いそ投石事業による藻場の形成、サザエ、アワビ等の増殖事業を行い、磯根資源の復活を図ってきたところであるが、さらに、新たな事業として、赤ハタ放流事業を推進するための財政支援が必要である。
- ⑨ 生産力を向上させるために、漁業基盤施設の整備を計画的に進めるとともに、老朽化が進んでいる危険な箇所については、緊急に整備を行う必要がある。
- ⑩ 島しょの漁業にあつては、魚価の低迷や燃料価格の高騰など非常に厳しい経営状態が続いている。今までに漁協緊急再生支援事業などで、経費の節減や事務事業の見直しなどを行いながら財政的な援助も受けてきた。しかしながら予想以上に長引く魚価の低迷、水揚高の減少などが続き、このままでは組合の破綻という最悪の事態も予想されるため、管理運営費への補助制度の創設や人的支援が必要である。
- ⑪ 内水面漁業をより普及発展させるため、国庫補助事業では事業規模が小さくて補助対象とならない、小規模の施設整備や施設改修、水産物の加工機械等整備事業を、都の単独補助事業として推進していくことが必要である。

要望事項	(8) シルバー人材センターに対する 補助の充実
------	---------------------------------

要望先 産業労働局

(要 旨)

シルバー人材センター事業に対する次の事項について補助を充実されたい。

- ① 管理運営費及び事業費に対する補助の一層の充実
- ② ワークプラザに対する財政支援

(説 明)

高齢化が著しく進んだ町村においては、地域社会を維持していくためにも、高齢者が生きがいを持ち、いきいきと暮らしていける環境を作り上げることが重要である。

このため、高齢者に幅広い就業の場を提供し、その意欲と能力を活かすシルバー人材センターの充実強化が強く求められており、また、団塊の世代が退職期を迎え、今まで以上の取り組みが期待されている。

- ① 東京都においては、平成19年度から新たな事業費補助制度を創設し、これまで対象としていなかった人件費や備品費も補助対象とし、複数事業の申請を認めるなど、各シルバー人材センターの積極的な取り組みを推進しているところであるが、団塊の世代の活用等に対応するためにも、管理運営費及び事業費に対する補助の一層の充実が必要である。
- ② シルバー人材センターのワークプラザ建設をはじめ、作業場や研修施設等の設置・増改築に対する都の財政支援が必要である。

要 望 事 項	(9) エコツーリズムの推進
------------------	----------------

要望先 産業労働局
(総務局)
(環境局)

(要 旨)

自然環境保護の観点から受入れ地域の生態系などの自然環境や生活・文化を損なわずに行う観光振興としてのエコツーリズムを推進するため、次の事項について措置されたい。

- ① エコツーリズム推進のための「庁内連絡調整会議」による総合調整の充実
- ② 東京都自然ガイド制度の充実
- ③ 「東京都版エコツーリズム」推進のための施策の充実
- ④ 町村におけるエコツーリズム推進施策に対する財政支援
- ⑤ 魅力ある観光地づくり事業（ハード及びソフト）に対する財政支援

(説 明)

- ① 各局は、エコツーリズムを推進するため、様々な事業を実施しているが、これら事業の連携を図り、効率的・有効的な施策を推進するための総合調整を充実させる必要がある。
- ② 自然ガイドの資質を向上させるため、モニター調査を実施するなど制度の充実を図ることが必要である。
- ③ 貴重な自然環境を保護するとともに、観光振興を図っていくことを目的とした「東京都版エコツーリズム」を推進するため、モニタリング調査の継続とそれに基づくルールの見直しや啓発活動など施策の充実を図ることが必要である。
- ④ エコツーリズムによる地域振興を図るためには、地域の発意と創意による地域特性を生かした施策の推進が必要であり、各町村独自の取り組みに対する財政支援が必要である。
- ⑤ 魅力ある観光地を形成していくための観光スポットの開拓、自然と調和した景観をもつまちづくり等に対する財政支援の充実が必要である。

要望事項	(10) 農業振興に係る基盤整備事業の 促進
------	-------------------------------

要望先 産業労働局

(要 旨)

農業の効率化、低労力化、施設営農を推進するために、農業用水の確保及び小規模農道の整備を促進されたい。

(説 明)

河川のない島しょ地域において、農業用水の確保は最も重要な農業振興対策のひとつであり、更に、農業の高効率化を図るうえで、圃場^{ほじょう}へのアクセス道の整備は必要不可欠なものである。

また、高齢化の流れの中で、遊休農地を有効利用するためには、農業用インフラの整備を促進し、新規就農や利用集積を図っていく必要がある。

このことから、農業用水の確保及び小規模農道整備を促進し、農業の基盤整備を図る必要がある。

要 望 事 項	(11) 三宅島噴火災害復興支援施策の推進
------------------	-----------------------

要望先 産業労働局

(要 旨)

三宅島噴火災害復興支援策のため、次の事項について引き続き推進を図られたい。

- ① 漁業、農業、林業、観光業など産業振興の推進
- ② 枯損木の伐採処理及び植栽による森林再生の推進

(説 明)

① 三宅村は、平成17年2月の帰島開始後、継続して復興への取り組みを行ってきた。帰島後10年が経過するが、本格的な復興には未だ道半ばである。漁業、農業、林業、観光業などの産業については、復興の要となることから引き続き強い支援施策の推進が必要である。

② 三宅村は、一連の噴火災害によって、約2,500ヘクタールにおよぶ莫大な樹木が緑を失い、現在もそのほとんどが立ち枯れ状態にある。その度合いは、火山ガスの濃度が高くなりやすい場所ほど顕著であり、雄山の頂上付近では、一片の緑の木々も見受けられない箇所も多々存在するなど、森林としての機能を果たせなくなっている。枯損木の放置は、倒木や土砂災害等といった二次災害を招く恐れがあり、極めて危険な状態である。

枯損木の伐採処理とそれに代わる木々を植樹することによって、早期に森林機能を回復させ、良好な景観を保つなど国土保全の推進を図るため、平成17年度に「三宅島緑化マニュアル」を作成し、22年度より村事業として取り組んできたところである。引き続き枯損木の伐採処理及び植栽による森林再生の推進を図られたい。

要 望 事 項	(12) 林道整備の充実強化
------------------	----------------

要望先 産業労働局

(要 旨)

東京都林道網に伴う計画路線の整備を促進されたい。

(説 明)

林道の整備は、林業経営、森林の適正な維持管理、森林の総合利用の推進、産業振興はもとより、獣害対策、花粉症対策、森林火災・災害防止、山岳救助の対応及び隣接県や隣接市町村との交流や活動に効果が期待できる。

しかしながら、東京都の林道網及び整備計画に位置付けられている計画路線が当初計画より進行していないため、都施行による早期促進が必要である。

とりわけ、奥多摩名栗秩父間道路（林道日向沢線開設事業）は、平成15年度に全体計画が見直され、整備目的を達成する前に中止となった。それに伴い、林業経営、森林の適正な維持管理、森林の総合利用の推進、産業振興、獣害（ニホンジカ等）による個体管理、花粉症対策、森林火災・災害防止や山岳救助の対応に影響がでているほか、当初期待していた埼玉県秩父市、飯能市（旧名栗村）等との交流等の活動ができない状況になっている。

そのため、再度見直しを行い、早期に埼玉県側との接続ができるよう東京都による林道整備の実施が必要である。

要 望 事 項	(13) サメ駆除・防除対策事業の推進
------------------	---------------------

要望先 産業労働局

(要 旨)

サメ駆除・防除対策事業の推進、指導及び支援を図られたい。

(説 明)

近年、大島、新島はもとより近隣の島周辺において、サメの回遊が多く見かけられ、盛漁期には底釣りや網漁で獲れた魚が食害に合うなど、対策に大変苦慮している。

夏季などは、海岸付近まで回遊して、多くの漁業者や遊泳者が目撃しており、いつ危害を及ぼすか危惧している。

島で生活する者にとっては、水産業はもとより、観光業が主要産業であるため、このような状況は漁業者や来島者、さらには地域住民が海への不安感を募らせるばかりである。

特に、漁業者にとっては、漁獲物に被害を受けると商品価値が下がるばかりか、出漁での水揚量の減少に繋がり、直接収益の減収となる。

遊漁者は、遠方から訪れたにも関わらず、釣れた魚がサメに食べられては楽しみも減退し、旅館業者においても来島者が減ることで収益にも影響がある。このような状況を回避するためには、現在実施しているサメ防除対策事業の継続が必要である。

また、防除対策だけでの捕獲は、種の保存を指摘されているサメに関しては様々な問題が生じてくると思われるため、この事業で捕獲したサメを原料として加工に取り組み、付加価値を付け地場産物としての特産品に位置づけることが必要である。

あわせて未利用資源の有効活用や販売の普及により島の活性化が図られることから、都における防除対策の指導と支援が必要である。

要 望 事 項	(14) 治山事業の整備促進
------------------	----------------

要望先 産業労働局

(要 旨)

崩壊した山腹の治山及び村道への土砂流失の防止のため早期整備を図られたい。

- ① 村道那智線への土砂流失防止のための早期整備（神津島村）
- ② 高処山北側の嶺付近の早期整備（神津島村）
- ③ 三池地区後背斜面の崩落防止のための治山事業の促進（三宅村）
- ④ 村道とりが沢線への土砂流出防止のための早期整備（神津島村）

(説 明)

- ① 村道那智線の起点周辺には、清掃センター等村の生活施設が整備され、さらに隣接の林道天上山線の北部には、不燃ごみ最終処分施設が整備されている。

村道那智線は、林道天上山線と村道113号線（沖の沢線）とを結ぶバイパス的な役割を果たす重要路線として平成2年度から整備が図られてきた。

今後、本路線の拡幅、舗装等改良整備を実施するにあたり、道路に面した山腹が高さ30mから40m、幅約80mにわたって崩落しており、強い雨が降るたびに土砂が道路に流失するなど危険な状況にあることから、早急に整備する必要がある。

- ② 村落の中央東側（小学校の上部）に位置する高処山（標高299m）は平成12年の地震災害により山の中腹付近と北側の嶺付近の斜面が崩落した。中腹付近は東京都の迅速な対応により治山事業が実施されたが、北側の嶺付近の崩落については未だ未施工となっており、震災時より崩落範囲も拡大している。今後、地震や台風などにより更なる崩落が予想され、下流の民家や学校への影響が懸念されるため、早期に整備する必要がある。
- ③ 三池地区後背斜面は、火山ガス等により樹木などの植物が枯れ、保水能力が低下して、大雨のたびに崩落箇所が拡大していることから、早急に整備する必要がある。
- ④ 村道とりが沢線の上にある神戸山の西側斜面が山腹崩壊していて、現在も進行して崩壊した岩塊や土砂が急激に道路側に接近してきている状況にあります。この道路の

100m先には、遊歩道や遊泳場等の観光施設があり、シーズンには本村で一番賑わう観光スポットとなっており、交通量も多い。今後、崩壊した土砂の増加により、道路への落石や土石流等が懸念されるので、早期の整備を要望する。

要 望 事 項	(15) 島しょにおける燃油類の価格安定・格差是正に対する支援及び補助制度の創設
------------------	--

要望先 産業労働局
(総務局)
(港湾局)

(要 旨)

島しょ地域における燃油類（ガソリン・軽油・灯油など）の価格安定・格差是正に対する支援及び補助制度を創設されたい。

(説 明)

島しょ地域の住民は、地理的条件の中で、常に本土との経済的な格差を強いられており、特にガソリンについては「離島ガソリン流通コスト支援事業」により、一部、国の助成制度があるが、燃油類（ガソリン・軽油・灯油など）の価格格差は顕著であり、家計や地域経済に与える影響は非常に大きい。

また、基幹産業である漁業・農業用の燃油についても同様であり、島しょ地域の産業振興や後継者育成に大きな影響を与えている。

このことから、現状の島しょ貨物運賃補助の対象を燃油輸送費にまで拡充、及び新たな補助制度を創設し、島しょ地域の燃油類の価格安定・格差是正に取り組むことが必要である。

また、燃油類の価格安定・格差是正のための新たな制度の創設についても、国に対して強力に働きかけることが必要である。

要 望 事 項	(16) 木質バイオマス資源の積極的な 利活用への支援
------------------	------------------------------------

要望先 産業労働局

(環 境 局)

(要 旨)

木質バイオマス資源の積極的な利活用について、積極的に支援されたい。

- ① 木質バイオマスを安定した燃料価格とするための林地残材搬出用路網の整備搬出路開設技術の指導
- ② 木質バイオマス資源を地域内で循環させるシステム構築に向けた、指導及び財政支援

(説 明)

- ① 現在、様々な地球温暖化対策の取り組みが進展している中で、木質バイオマスエネルギーを活用した設備は、二酸化炭素の排出量が削減できるだけでなく、工夫次第では燃料費の削減も可能となる。また、地域資源を活用することにより地域活性化にも貢献することができる。

については、木質バイオマスを安定した燃料価格にするため、林地残材が搬出できる路網の整備及び所有者が容易に搬出でき経費を低減するため搬出路開設技術についての指導が必要である。

- ② 木質バイオマス資源を地域内で多く循環させるシステムを構築することにより、地域経済の活性化が図られる。なお、安定的に木材チップを供給するため又、木材産業に従事する人々の雇用の場を設けるためには施設整備が必要であることから、具体的な整備計画の実施に当たって財政的支援を要望する。

要 望 事 項	(17) 「森づくり推進プラン」及び 「森林・林業再生プラン」の推進
------------------	---

要望先 産業労働局

(要 旨)

「森づくり推進プラン」及び「森林・林業再生プラン」の着実な実施のための町村との協議と財源措置等

(説 明)

東京都の「森づくり推進プラン」は、都民共有の貴重な財産である森林を守り、多面的機能を発揮させるために森林循環の促進が不可欠としている。そのため、多様で包括的な森林整備の推進、効率的な林業経営の実現、多摩産材の利用拡大、協働による森づくりなどを重点的な取組としている。

町村もその一翼を担い、連携を密にして森林循環の促進に効果を上げることに力を注いでいくが、施策の展開にあたっては十分な協議を行い、必要な財源措置を行うなど、信頼関係を損なわないように事業推進を図られたい。

また、平成21年末に出された国の「森林・林業再生プラン」は、路網・作業システム整備、人材育成など実践面のみならず、森林計画制度等の制度面での改革を伴っており、森林経営計画の策定から実践的な事業の推進まで、林業事業者などにきめ細かい対応をする必要があるため、各種指導と財政支援を図られたい。

要 望 事 項	(18) 世界ジオパーク認定に向けての 施策の推進
------------------	----------------------------------

要望先 産業労働局

(環 境 局)

(要 旨)

世界ジオパーク認定に向けて施策を推進していく上での関係機関との調整及び財政措置を図られたい。

(説 明)

大島町では、平成22年9月14日に関東地方初の「日本ジオパーク認定」を受けた。このことにより、最終目標として、平成30年度に「世界ジオパーク認定」を目安に、先に認定を受けている地域を上回るレベルの『ジオパーク』を目指し、低迷が続く観光産業への起爆剤として官民一体となって推進活動を継続している。

については、様々な施策をスムーズに実施していくため、東京都による関係機関との調整及び財政措置を要望する。

また、国に対して、支援体制の整備及び国庫補助事業の創設について要請されたい。

要 望 事 項	(19) サンゴ密漁船対策の実施
------------------	------------------

要望先 産業労働局

(総務局)

(要 旨)

伊豆諸島・小笠原諸島海域におけるサンゴ密漁船の監視体制を充実強化されるとともに、被害海域の漁場や水産資源に対する影響調査等を継続し、水産資源の回復に対応されたい。

(説 明)

昨年、小笠原諸島及び伊豆諸島周辺海域に200隻以上もの中国のサンゴ密漁船が押し寄せ、違法操業、航行の妨害、ゴミの海洋投棄など、国際的な海洋秩序をまったく無視した行為を繰り返し、漁業者への操業妨害や観光事業への影響、また島に住む住民の生活を脅かし、更に生育に数10年から数100年かかると云われる赤サンゴを採り尽くすことによる海洋生態系への影響も危惧される、極めて遺憾な事態が起きている。

都におかれては、このような外国漁船の違法操業が再び行われることのないよう国に積極的に働きかけるとともに、引き続き国と協調体制をとり、伊豆諸島・小笠原諸島周辺海域の警戒・監視体制の一層の充実強化を図られたい。そのための所要の予算を確保され、漁場や水産資源に対する影響調査等を継続し、水産資源の回復に対応されるよう要望する。